

委託業務を再委託する場合は、事前の申出・承諾が必要です

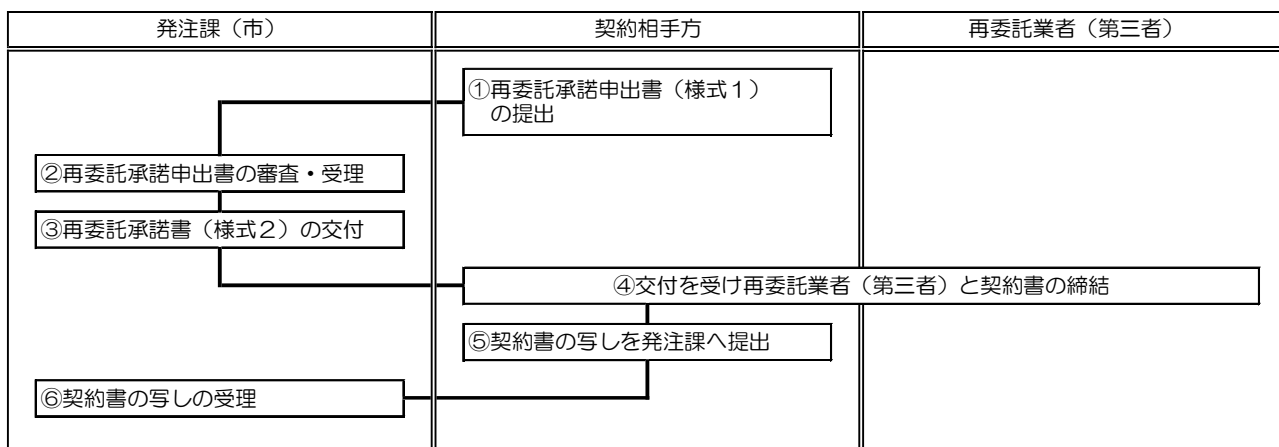
《外注や下請けなどに発注する場合は十分御注意ください》

市から委託された業務を再委託する場合は、事前の申出及び承諾手续が必要です。

承諾を受けずに再委託した場合は、多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準の規定により指名停止措置を行う場合があります。

再委託とは、契約の履行に当たり、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者に委任すること又は請け負わせることを言います。

1 再委託事前手続の流れ



(1) 本市に「再委託承諾申出書（様式1）」を提出してください（様式はホームページに掲載しています）。

(2) 本市で審査を行い、再委託を承諾する場合は、本市から「再委託承諾書（様式2）」を交付します。

(3) 本市からの再委託承諾書を受領した後に再委託先と契約を締結してください。

(4) 契約締結後、契約書の写しを発注課（市）に提出してください。

2 業務の範囲や金額等による再委託の制限について

以下の基準により、再委託ができない範囲がありますので御注意ください。

(1) 再委託ができない範囲（契約者が履行する必要があるもの）

- ア 当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務
- イ 当該業務における基本的又は中心的なものに位置付けられる業務
- ウ おおむね契約金額の2分の1を超える業務

(2) 再委託ができる範囲（事前の申出・承諾が必要なもの）

- ア 第三者が行っても差し支えない業務
 - (ア) 当該業務を行うに当たり必要なものではあるが、付随的な業務

(イ) 当該業務の基本的又は中心的なものに対して、補助的な業務

イ 軽微な業務（承諾を要せずに再委託できるもの）

簡易なもの（コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿の入力、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など、容易に扱える簡易な業務）

3 委託先の制限について

以下に該当する者に業務を再委託することはできません。

- (1) 本市の多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準により、本市から指名停止措置を受けている者
- (2) 本市の多賀城市入札契約暴力団等排除措置要綱別表措置要件のいずれかに該当する者